

別紙1

陶工房における粘土等残置取扱い

No.	残置物	現状期限	新期限	引上げ督促	廃棄処分
1	<u>成形前の粘土</u> (段ボール梱包) スペース : 幅 35cm×奥行 55cm×高さ 25cm	3か月	残置 登録	最後の利用から 6 か月後、引上げ督促通知 (処分日明記)	残置 10 か月を確 認後廃棄処分
2	<u>成形中の粘土</u> (発泡スチロール梱包) スペース : 幅 80cm×奥行 55cm×高さ 40cm (目安:発泡スチロール2箱分)	3か月	残置 登録	最後の利用から 6 か月後、引上げ督促通知 (処分日明記)	残置 10 か月を確 認後廃棄処分
3	<u>成形後の粘土</u> 上 限 : 手板 16 枚分(棚 4 列分)	1か月	3 か月	最後の利用から3か月後、職員が乾燥室から 制作室内へ移動。最後の利用から 6 か月後、 引上げ督促通知(処分日明記)	残置 10 か月を確 認後廃棄処分
4	<u>釉 薬</u> 区 画 : 幅 40cm×奥行 60cm×高さ 36cm	3か月	残置 登録	最後の利用から 6 か月後、撤去督促通知(処 分日明記)	残置 10 か月を 確認後廃棄処分
5	<u>道 具</u> 区 画 : 幅 30cm×奥行 45cm×高さ 30cm (異なる高さの棚あり)	3 か月	残置 登録	最後の利用から 6 か月後、撤去督促通知 (処分日明記)	残置 10 か月を 確認後廃棄処分